

## 自転車損害賠償責任保険等に関する茨城県ホームページ掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、自転車損害賠償保険等を扱う事業者の情報を県ホームページに掲載するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 条例

茨城県交通安全条例

#### (2) 県ホームページ

県ホームページ内の県民生活環境部生活文化課安全なまちづくり推進室のホームページ「安全なまちづくりガイド」

#### (3) 自転車損害賠償保険等

条例第3第4項に定める「自転車の運行によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができる保険又は共済」

#### (4) 県民

茨城県民

#### (5) 生活文化課長

茨城県県民生活環境部生活文化課長

### (県ホームページに事業者の情報を掲載する目的)

第3条 条例第15条第2項の趣旨に則り、自転車損害賠償保険等に係る情報提供を行い、加入を検討する県民に利便性の向上を図り、もって加入の促進を図ることを目的とする。

### (県ホームページへの掲載の対象となる事業者)

第4条 県ホームページに掲載する事業者は、次の各号の要件をいずれも満たす者とする。

#### (1) 次のいずれかに該当すること。

- イ 一般社団法人日本損害保険協会の会員
- ロ 一般社団法人外国損害保険協会の正会員
- ハ 一般社団法人日本共済協会の正会員
- ニ その他生活文化課長が認める者

#### (2) 県民に提供できる自転車損害賠償責任保険等を扱っていること。

### (県ホームページへの掲載事項)

第5条 県ホームページに掲載する事項は、次の各号のとおりとする。

#### (1) 事業者名

通称名がある場合、併せて掲載する。

#### (2) 自転車損害賠償責任保険等商品名

商品に係るロゴ、バナー等がある場合、併せて掲載する。

#### (3) 問合せ先

問合わせ窓口の名称、電話番号その他の連絡先、受付日時を掲載する。

#### (4) リンク

自転車損害賠償保険等の内容について、県から保険事業者等のホームページへリンクを行う。

(掲載の申請)

第6条 県ホームページへの掲載を希望する事業者は、「茨城県ホームページ掲載等申請書（別記様式1）」に記入の上、次の各号に掲げる書類を添えて、生活文化課長に申請する。

- (1) 申請者が第4条各号の要件を満たすことを確認できる資料
- (2) 第5条(4)のリンク先ページ（最初に表示されるページ）をヘッダー及びURLが表示された状態で印刷したもの

(掲載の承認等)

第7条 生活文化課長は、前条の申請について、提出書類に不足があるときは追加書類の提出を、県民の利便性の向上を図る観点から必要があるときは書類の修正を、それぞれ求めることができる。

- 2 生活文化課長は、前項の手續後に、前条の申請について第4条及び次項に照らして確認し、県ホームページへの掲載の承認又は不承認を「茨城県ホームページへの掲載等通知書」（別紙様式2）により事業者へ通知する。
- 3 前条の申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、県ホームページへの掲載は行わない。
  - (1) 法令その他公序良俗に反する場合
  - (2) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
  - (3) 問合せ先又はリンク先の内容が、県民の利便性を向上させるという目的に合致しないおそれがある場合
- 4 生活文化課長は、第2項の通知で掲載を承認する場合は、第5条各号に定める事項を同通知に基づいて県ホームページに掲載する。

(事業者の責務)

第8条 県ホームページへの掲載が認められた事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 条例における自転車損害賠償保険等に係る条項について問合せ窓口の担当職員に周知するとともに、県民からの問合せに誠意をもって対応するよう指導すること。
- (2) 県民の利便性の向上を図るため、事業者のホームページ、問合せ窓口等において、分かりやすい説明、表現に努めること。
- (3) 事業者のホームページ、印刷物等において、事業者の商品を県が推奨しているかのような誤解を与え、又は消費者の利益及び公正な競争を妨げるおそれのある表現を用いないこと。

(掲載事項の変更)

第9条 県ホームページへの掲載後、第5条各号の掲載事項の変更を希望する事業者は、「茨城県ホームページへの掲載等申請書」（別記様式1）」に、変更を確認するために必要な書類を添えて、生活文化課長に掲載事項の変更を申請する。

- 2 生活文化課長は、前項の申請について、第7条に準じた処理を行う。

(掲載の終了)

第10条 県ホームページへの掲載後、掲載の終了を希望する事業者は、「茨城県ホームページへの掲載等申請書」（別記様式1）」により生活文化課長に掲載の終了を申請する。

- 2 生活文化課長は、前項の申請について、県ホームページへの掲載終了を「茨城県ホームページへの掲載等通知書」（別紙様式2）」により事業者へ通知する。
- 3 生活文化課長は、前項の通知に基づいて県ホームページから事業者の情報を削除する。

(掲載の中止)

第 11 条 生活文化課長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは県ホームページへの掲載を中止することができる。

- (1) 第 4 条各号に該当しないと認められるとき
- (2) 第 8 条各号に掲げる事項を遵守しないと認められるとき
- (3) その他、県ホームページへの掲載を継続することが適切でないとき

(免責)

第 12 条 県は、県ホームページ内の掲載及びリンク先ページの内容に関し、一切その責任を負わない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、自転車損害賠償保険等に関する県ホームページへの掲載について必要な事項は、生活文化課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 9 日から施行する

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 1 月 1 3 日から施行する

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 2 月 2 8 日から施行する